

ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正案	現行
（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）6箇月 100分の100 （2）5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3）3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4）3箇月未満 100分の30 3 （略）	（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）6箇月 100分の100 （2）5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3）3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4）3箇月未満 100分の30 3 （略）

ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 (略)	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 (略)